

日本から見たフランス契約各則改正草案における役務提供契約

東北大学大学院法学研究科 准教授 池田 悠太

はじめに

I 役務提供契約の概念

A 上位概念としての「役務提供契約」の不存在

B 受皿としての「請負契約」の存在

II 役務提供契約の規律

A 受皿規定としての請負契約法

B 通則としての役務提供契約法

おわりに

はじめに

フランスでは、2022年7月に、司法省が契約各則改正草案（*avant-projet de réforme du droit des contrats spéciaux*）を公表した⁽¹⁾。フランスの民法典には、売買その他の、それぞ

れの種類の契約に関する規定があり（第3編第5章～第17章）、民法学にも、「各種契約の法（*droit des contrats spéciaux*）」と呼ばれる分野があるが⁽²⁾、これらは日本の契約各則・契約各論に相当すると言ってよく、この部分が、上記の改正草案の対象とされている。

⁽¹⁾ Commission présidée par le Professeur Philippe Stoffel-Munck, *Avant-projet de réforme du droit des contrats spéciaux* (ci-après « Avant-projet »). フランス司法省のウェブサイト (<https://www.justice.gouv.fr/actualites/espace-presse/projet-reforme-du-droit-contracts-speciaux>) から入手できる。以下単に「改正草案」というときはこれを指すものとする。この改正草案の全体については、筆者がフランスのナント大学（Nantes Université）にて2024年3月14日に行った講演をもとに執筆した近刊予定の論文 Yuta Ikeda, « Brèves réflexions d'un juriste japonais sur la réforme française », in Charles-Édouard Bucher et Marie-Anne Daillant (dir.), *La réforme du droit français des contrats civils et commerciaux vue d'ailleurs*, Éditions de la Société de Législation Comparée (à paraître)（「フランス契約各則改正に関する日本の一法律家による一考察」、または「日本から見たフランスの契約各則改正」）を参照。なお、*avant-projet* の訳語については、シャルル＝エドゥアール・ビュシェ（池田悠太訳）「フランス契約各則改正草案における売買法に関する批判的考察」民法研究フランス編5号（近刊予定）訳注1を参照。

⁽²⁾ 教科書として、Philippe Malaurie, Laurent Aynès et Pierre-Yves Gautier, *Droit des contrats spéciaux*, 13^e éd., LGDJ, 2024 ; Alain Bénabent, *Droit des contrats spéciaux civils et commerciaux*, 15^e éd., LGDJ, 2024 ; Daniel Mainguy, *Contrats spéciaux*, 13^e éd., Dalloz, 2022 などがある。Précis Dalloz のシリーズでは François Collart Dutilleul, Philippe Delebecque et Charles-Édouard Bucher, *Contrats civils et commerciaux*, 12^e éd., Dalloz, 2023 がカバーしている。

翻って日本でも、2017年に行われた契約法改正において、契約各則がその対象となった。その際には、いわゆる役務提供契約に関する総論的な問題も扱われており、「請負や委任と並んで、具体的な役務ではなく役務提供一般を対象とする射程の広い典型契約を設ける考え方」、つまり受皿を整備するという案や、「請負や委任などの既存の役務提供契約を包摂する役務提供型の契約全体に適用される通則的な規定を設けるという考え方」、つまり上位概念を設けるという案も、俎上に載せられたが⁽³⁾、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」では取り上げられていないこととなり、結局、いずれも実現しなかった⁽⁴⁾。

このことを踏まえてフランス法を見ると、このように射程の広い日本の「役務提供契約」の概念に相当するフランス語の概念として、フランスには「*contrat[s] de prestation de service*」の概念があり⁽⁵⁾、その概念をめぐって議論がなされている、ということが目に留まる。そして、2022年の契約各則改正草案においてその概念は採用されていないのであるが、その採否が問題とされ、また、そこに含まれる契約の規律に関して共通の問題が意識されていた。

そこで、本稿では、役務提供契約の総論的な問題に関するフランスの改正草案の内容を、規律に用いられる概念（**I**）及び具体的な規律の内容

（**II**）の観点から、明らかにすることを試みる。前述のような日本の状況を念頭に置き、日本法から得られる関心に基づいて記述するものの、本稿では、日本法の検討に先立つ準備作業として、フランス法をそれ自体として検討の対象とし、日本法についての検討はおわりに若干行うにとどまる。

I 役務提供契約の概念

フランスの契約各則改正草案の作成にあたっては、契約類型の再検討が行われた。その結果、包括的な上位概念としての「役務提供契約（*contrat de prestation de service*）」の概念は採用されなかったが（**A**）、それでも、請負契約（*contrat d'entreprise*）の概念は明文化されたのであり、これがいわば受皿として機能すると考えられる（**B**）。

A 上位概念としての「役務提供契約」の不存在

「役務提供契約」の概念は、フランス法にとって、決して未知のものではない。ヨーロッパ法の文脈においても、フランス法固有の文脈においても、「役務提供契約」の概念は存在している。

まず、ヨーロッパ法では、「役務（*service*）」の語が語られて久しく、ひいては「役務契約／サービス契約（*contrat de service*）」も語られてき

⁽³⁾ 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」501-502頁。

⁽⁴⁾ それに至る経緯について、吉永一行「役務提供型契約法改正の挫折」産大法学48巻3=4号（2015年）参照。

⁽⁵⁾ フランス語では、単数形で語られることもあるが、複数形で語られることもあることには、注意を要する。

た。EU 機能条約 57 条が、「通常報酬を対価として提供される給付 (prestations)」のうち、商品・資本・人の自由な流通に関する規定の対象とならないものは、「役務 (service)」とする旨を定めており、さらに、域内市場における役務に関する EC 指令 2006-123 号 (「サービス指令」) 4 条 1 号は、「役務 (service)」を、「通常報酬を得て実施される全ての経済的活動 (activité économique) のうち、賃金の支払いを受けるものを除いたもの (non salariée)」と定義している。これらは契約とは独立に定義されたものであるが、それに対して、消費者の権利に関する EU 指令 2011-83 号 2 条 6 号は、「役務契約 (contrat de service)」を、「売買契約以外の、それにおいて事業者が消費者に対して役務 (service) を提供し若しくは提供することを約し、消費者がその代金を支払い若しくは支払うことを約する全ての契約」と定義している。

そこで、ヨーロッパ法においては、「役務提供契約 (contrats de prestations de service)」の概念は広く、そこにはフランス法上の請負契約 (contrat d'entreprise) のみならず委任契約 (contrat de mandat) や寄託契約 (contrat de dépôt)、さらには金銭消費貸借 (contrat de prêt d'argent) や賃貸借 (bail) も含まれる、と言われる (広義の役務提供契約概念)⁽⁶⁾。

このようなヨーロッパ由来の役務提供契約の概念をフランスの立法者が初めて国内法に取り入れたのは、

消費者 ADR に関する EU 指令 2013-11 号を承けて、斡旋 (médiation) との関係においてのことであり⁽⁷⁾、現在は消費法典 L611-1 条において、「事業者による役務の供給と、それに対して消費者が代金を支払うことを目的とする契約」として「役務提供契約 (contrat de prestation de services)」が定義されている。

さらには、フランスの民法典にとっても、「役務提供」や「役務提供契約」の概念は、決して未知のものではない。

第一に、2016 年改正前の民法典 1369-4 条及び 1369-6 条において既に、「役務提供 (prestation de service)」の語が用いられており、それは同改正後も 1127-1 条及び 1127-3 条として存在している。すなわち、1127-1 条は、その第 1 項において「事業者として、電子的手段によって、財産の供給又は役務の提供 (la fourniture de biens ou la prestation de services) を提案する者は、適用される契約条項を、保存及び再生成が可能な形で提供しなければならない」と定め、1127-3 条は、その第 1 項において、「もっぱら電子メールの交換によって締結された、財産提供契約又は役務提供契約 (contrats de fourniture de biens ou de prestation de services) については、第 1127-1 条第 3 項第 1 号ないし第 5 号並びに第 1127-2 条第 1 項及び第 2 項の定める義務は免除される」と定める。

もっとも、これらの規定は、役務

⁽⁶⁾ Natacha Sauphanor-Brouillaud, Carole Aubert de Vincelles, Geoffray Brunaux et Laurence Usunier, *Les contrats de consommation. Règles communes*, 2e éd., LGDJ, 2018, n° 56.

⁽⁷⁾ V. Sauphanor-Brouillaud et al., *op. cit.* (*supra* note 6), n° 57.

に関する 2000 年の EC 指令 2000-31 号を実施するために導入されたものであるにとどまり⁽⁸⁾、内容的にも、ここでいう役務提供 (*prestation de service*) は、財産供給と選択的に挙げられるものでしかなく、役務提供に当たるかどうかという問題の意義は大きくない。

第二に、返還に関する民法典 1352-8 条においても、「役務提供 (*prestation de service*)」の語は用いられている。すなわち、同条はその第 1 文において「役務提供 (*prestation de service*) の返還は、価値において行われる」と定めている。

もっとも、ここで扱われているのは、契約の問題ではなく、もっぱら債務の問題である。

それに対して、第三に、2016 年改正によって導入された民法典 1165 条においては、特定の効果をもたらすものとして、「役務提供契約 (*contrat de prestation de service*)」が語られている。すなわち、同条は、その第 1 項において「役務提供契約 (*les contrats de prestation de service*) において、その履行の前に当事者の合意がないときは、代金は、債権者が確定することができる。ただし、異議がある場合にはその金額の理由を示さなければならない。」と定め、第 2 項において、「代金の確定において濫用がある場合には、裁判官に対

して、損害賠償及び契約の解除を求める訴えを提起することができる。」と定めている。

この新しい条文における「役務提供契約」の意味は必ずしも明らかではないのであるが、一方で、ヨーロッパ法における役務提供の概念よりは狭いものだと考えられている⁽⁹⁾。たしかに、域内の移動の自由という根本的な政策との関係であれ、消費者保護などの具体的な目的との関係であれ、ヨーロッパ法は一定の目的との関係で役務や役務提供の語を用いているのであるから、代金の確定という民法上の規律との関係で用いられた役務提供契約の概念を、それと同じように広い概念と捉える理由はないだろう。

他方で、契約各則との対比においても、その外延が探られている。学説による新法解説として定評のある二つの文献を見ると、その一つは、役務提供契約とは「具体的には、様々な委任契約や様々な請負契約」のことだと説明しており⁽¹⁰⁾、もう一つは、役務提供契約とは請負契約の言い換えであるという解釈を退け、それに限らず、「その特徴的な給付が与える債務や金銭債務ではないような契約を全て含む、広いカテゴリ」なのだ、という解釈を示す⁽¹¹⁾。また、新法を承けて書かれたこの概念についての論文においても、「学説において役務

⁽⁸⁾ V. Gwendoline Lardeux, « Le contrat de prestation de service dans les nouvelles dispositions du code civil », *D.* 2016, p. 1660.

⁽⁹⁾ V. Lardeux, *op. cit.* (*supra* note 8), p. 1662.

⁽¹⁰⁾ François Chénede, *Droit des obligations et des contrats*, 3^e éd., Dalloz, 2023, n° 123.232.

⁽¹¹⁾ Olivier Deshayes, Thomas Genicon et Yves-Marie Laithier, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, 2^e éd., LexisNexis, 2018, p. 317-318.

に関する契約という呼称のもとにまとめられている」合意を全て含むものであり、なす債務 (*obligation de faire*) を唯一の旗印 (*bannière*) とするもの、と解されている⁽¹²⁾。

もっとも、「役務に関する契約という呼称のもとに」何をまとめるかについては、学説において必ずしも一致があるわけではない。各種の契約を売買と「役務契約 (*contrats de services*)」とに分類するマロリー＝エネス＝ゴティエは、賃貸借や使用貸借、消費貸借も後者に含めることになるが⁽¹³⁾、このような分類はヨーロッパ法に親和的ではあってもフランスにおいては例外的な体系であって、賃貸借や使用貸借、消費貸借は財産に関する契約に、請負は役務に関する契約に分類されるのが一般的だと考えられており⁽¹⁴⁾、マロリー＝エネス＝ゴティエ自身、ここでいう役務は広義のそれであることに注意を促している⁽¹⁵⁾。

このように、1165 条にいう役務提供契約は、一方でヨーロッパ法にいう役務の提供よりは狭く、賃貸借などは含まないが、他方で、学説において語られてきた請負契約よりも広く、委任などを含む（狭義の役務提供契約概念）、というのが共通理解であるように見える。翻って、『債権法改正の基本方針』⁽¹⁶⁾は、「当事者の一方（役務提供者）が相手方（役務受

領者）から報酬を受けて、または、報酬を受けないで、役務を提供する義務を負う契約」を「役務提供」というのだと定義し（【3.2.8.01】）、これを雇用・請負・委任・寄託「を包摂する上位のカテゴリー」として位置付けている（提案要旨）が、フランス民法典 1165 条にいう役務提供契約は、『債権法改正の基本方針』にいう「役務提供」に相当するものと捉えうる。

フランスの民法典において、役務提供契約の概念は、このように契約総則の一部としては現に存在しているのであり、契約各則においても採用することはおよそ考えられないことではなかった。しかし、改正草案を起草した委員会は、「請負契約 (*contrat d'entreprise*)」を語るか、「役務提供契約 (*contrat de prestation de service*)」を語るか、という問題を検討した結果、後者の選択はしないこととした⁽¹⁷⁾。

その理由として述べられているのは、後者は委任や有償寄託も含むことになるが、それらの特殊性はそれらを別に論じることを正当化する、というものである⁽¹⁸⁾。ヨーロッパ法に見られるような、賃貸借を含む広義の役務提供契約概念のみならず、フランスの契約各論や契約総則に見られるような、賃貸借を含まない狭義の役務提供契約概念でさえ、契約

⁽¹²⁾ Lardeux, *op. cit.* (*supra* note 8), p. 1661.

⁽¹³⁾ Malaurie et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 360.

⁽¹⁴⁾ Sauphanor-Brouillaud et al., *op. cit.* (*supra* note 6), n° 57.

⁽¹⁵⁾ Malaurie et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 360.

⁽¹⁶⁾ 民法（債権法）改正検討委員会「債権法改正の基本方針」NBL904号、別冊NBL126号（2009年）。

⁽¹⁷⁾ Avant-projet, version détaillée, p. 73.

⁽¹⁸⁾ Avant-projet, version détaillée, p. 73.

各則における契約類型としてはふさわしくないと考えられたということである。

B 受皿としての「請負契約」の存在

その結果、改正草案において契約各則に置くべきとされたのは、これまで通りの規模の類型であるが、そのうち、役務提供契約の概念にも含まれえた契約類型として、少なくとも次の三つのものがある⁽¹⁹⁾。すなわち、第一に、「それによって、受注者が、顧客ないし注文主の利益のために、独立に仕事 (ouvrage) を実現する (réaliser) ところの契約」として定義される「請負契約 (contrat d'entreprise)」(案 1755 条)⁽²⁰⁾、第二に、「それによって、受寄者が寄託者の物を、保管し、保存し、返還すべく、受け取るころの契約」として定義される「寄託 (dépôt)」(案 1915 条)、第三に、「それによって、受任者となるべき他の人に対して、委任者となるべきある人が、その名及び計算において 1 つ又は複数の法律行為を行う権限を与えるところの契約」として定

義される「委任 (mandat)」(案 1984 条 1 項)、の三つである。

このうち、「委任」と「寄託」は、現在の民法典にも見られる概念である。

まず、「委任」を、現在の民法典 1984 条は、「委任者が受任者に対して、委任者のために、かつ、委任者の名において、何かをする権限を与える行為」と定義する。これに対して、「何か」は法律行為に限られるという判例を明文化し、請負契約との区別を明確にすべく、新しい 1984 条 1 項が提案されている、と説明されている⁽²¹⁾。

次に、「寄託」を、現在の民法典 1915 条は、「それを保管し現物で返還する負担とともに、他人の物を受け取る行為」と定義する。これに対して、第三者による侵害から保護することを意味する保管と、物自体の劣化から保護することを意味する保存とを区別して経済的な目的を強調するのが、新しい 1915 条である、と説明されている⁽²²⁾。

これに対して、「請負契約」は、現在の民法典には存在しない概念であ

⁽¹⁹⁾改正草案について検討する Charles-Édouard Bucher et Marie-Anne Daillant (dir.), *La réforme du droit des contrats spéciaux*, Dalloz, 2023 は、いわゆる役務提供 (prestations de service)、という項目のもとで、請負契約・委任契約・寄託契約を取り上げる。同じく司法省改正草案について検討する Diane Galbois-Lehalle et Philippe Stoffel-Munck (dir.), *L'avant-projet de réforme du droit des contrats spéciaux*, LGDJ, 2024 も、人の効用に関する契約 (contrats relatifs aux utilités d'une personne) という項目のもとで、委任・寄託・請負契約を取り上げている。

⁽²⁰⁾ *contrat d'entreprise* は「事務処理委託契約」と訳されることもあり (後藤元伸「役務提供契約における典型契約としての請負契約・委任契約—フランス法における事務処理委託契約 (contrat d'entreprise) を参照して—」潮見佳男編集代表『民法学の軌跡と展望』(日本評論社、2002 年) 参照)、本稿筆者もそのように訳したことがある (池田悠太「フランスから見た日本の契約法改正」東北ローレビュー 14 号 (2025 年) 32 頁)。それは、日本法における準委任を含むと考えられることによるが、*contrat d'entreprise* の定義自体は「仕事」の「実現」という概念を用いてなされていることから、ここでは、日本の民法 632 条との類似性を踏まえて、同じ「請負」という語を訳語とすることにする。

⁽²¹⁾ Avant-projet, version détaillée, p. 158.

⁽²²⁾ Avant-projet, version détaillée, p. 127.

る。民法典では、「物の賃約 (louage des choses)」(1709 条)と並ぶ「賃約契約 (contrat de louage)」(1708 条)の一種として、「仕事の賃約 (louage d'ouvrage)」が、「当事者の一方が、両者の間で合意された代金と引き換えに、他方のために何かをする (faire quelque chose) 契約」として定義され (1710 条)、それについて 1779 条以下にさらに規定が置かれるにとどまる⁽²³⁾。これに対して、改正草案は、「請負契約」という新しい概念を民法典に導入することを提案するものである。もっとも、「判例が徐々に彫刻した」⁽²⁴⁾ものとして請負契約の概念は既に存在しており、講学上一般に用いられている概念であって、案 1755 条はそれを明文化するものである。

改正提案に含まれるこれら三つの類型のうち、まず、委任と寄託は、日本の委任と寄託にそれぞれ相当すると言ってよいであろう。

次に、請負契約を見ると、一方で、その目的となる仕事ないし役務提供には以下の通り限定が加わる。まず、「独立に」なされる仕事の実現を目的とすることから、労働契約と区別される。講学上の区別を明文化することを提案するものである⁽²⁵⁾。次に、

改正提案及びその補足説明においては明示されていないが、委任と区別されることから、「仕事」には法律行為の委託は含まれないと解される⁽²⁶⁾。物の保管を伴う仕事を目的とする場合の性質決定には困難が伴うことが知られており⁽²⁷⁾、もっぱら請負契約として性質決定するものとする場合には「仕事」の中に保管も含まれることになるが、単なる保管は「仕事」には当たらないことが前提とされているものと思われる。以上の点は、日本法と同様だと言えるだろう。

他方で、それ以外の限定が加わっていないことから、この請負契約は、改正草案のもとでも引き続き、役務提供契約のいわば受皿になると考えられる。仕事は物質的でも観念的でもありうること (案 1755 条 2 項)、仕事は財産の形をとることも役務の形をとることもあること (同条 3 項) が明文化されたのでなおさらである。そして、日本法と比較したときにとりわけ注目されるのは、請負人の仕事実現債務が、結果債務でも手段債務でもありうるということ⁽²⁸⁾である。日本法であれば、さらに結果の達成を目的とする請負とそうではない準委任とが区別されると考えられている⁽²⁹⁾のに対して、フランスの請

(23) 森田修「フランス民法典における『賃約』概念」沖野真已ほか編『これからの民法・消費者法(I)』(信山社、2023年)における歴史的な分析も参照。

(24) Avant-projet, version détaillée, p. 73.

(25) Avant-projet, version détaillée, p. 78.

(26) V. Collart Dutilleul et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 703 ; Malaurie et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 502 ; Bénabent, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 497 ; Mainguy, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 533, 523, 529, 602.

(27) V. Collart Dutilleul et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 710 ; Bénabent, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 493 et s. ; Mainguy, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 532, 420.

(28) V. Collart Dutilleul et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 725 ; Malaurie et al., *op. cit.* (*supra* note 2), n° 516 ; Bénabent, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 538 et s. ; Mainguy, *op. cit.* (*supra* note 2), n° 545.

(29) 山本豊編『新注釈民法(14) 債権(7)』(有斐閣、2018年)9頁〔山本豊〕参照。

負契約の概念は、準委任に相当するものを含む分だけ、日本法における請負契約の概念よりも広いものであると考えられる。その結果、日本では受皿としての準委任に性質決定される契約も、請負に性質決定されることになると考えられ、この請負がいわゆる受皿として機能すると考えられる。

II 役務提供契約の規律

このように、役務提供契約の概念は、日本の契約法と同様に、フランスの契約各則改正草案でも採用されていないのであるが、役務提供契約の概念が採用されないということは、役務提供契約の規律がないということの意味しない。役務提供契約の概念に含まれた各種の契約の規律はそれでも存在しており、それは少なくとも複数形で語られる役務提供契約の規律であるが、その規律が、契約類型をまたいで共通しているとするれば、その限りで、役務提供契約の規律を単数形で語ることもできることになるからである（B）。また、請負契約の規律は、役務提供契約の受皿規定として位置付けることもできる（A）。

A 受皿規定としての請負契約法

改正草案における請負契約に関する規定（第8章の2）は、全ての請負契約に共通する規定が置かれた第1節と、特定の請負契約に固有の規定が置かれた第2節とに分けられている。固有の規定を設けられているのは、特定の目的のための動産の製

作・生産にかかるものと、不動産の建築にかかるものであるが、受皿規定として注目するのは、全ての請負契約に共通する第1節の規定である。

第1節の冒頭に置かれた1756条では、請負契約が有償でも無償でもありうることと、仕事が請負人の事業の範囲内に含まれる場合の有償性の推定とが定められおり、1757条では、混合契約の場合の分配的な性質決定が定められている。

その後、「請負契約の内容について」と題された第1款と、「請負契約の効力について」と題された第2款、「請負契約の消滅について」と題された第3款とが置かれている。

第1款のうち、1758条は諾成契約性を、1759条は見積について、1760条は代金額の定めがない場合について、1761条は定額の代金の定めについて、1762条は報酬（honoraires）の性質を持つ代金の減額について、定めている。

第2款のうち、1763条は仕事の完成及び引渡しの期限について、1764条は共同請負人（co-entrepreneurs）の場合について、1765条は無償契約の場合の責任の軽減について、1766条は注文者の指図について、1767条から1771条までは下請負（sous-traitance）について、1772条は仕事完成時の請負人による仕事の提示について、1774条から1778条までは注文者による受領について（1773条は空番号）、定めている。

第3款のうち、1779条は、請負契約が、請負人が自然人である場合にその死亡又は無能力によって、法人である場合にその解散によって、終

了する旨と、注文者は、請負人又はその承継人に対して、実施された仕事の価値を、それが注文者にとって有益である限り、合意された代金に比例して支払わなければならない旨を、定めており、1780条は、注文者が損害を賠償して任意に解除することができる旨を、定めている。

これらは請負契約に関する規定であるが、既に見た通り、請負契約の概念が、日本法では準委任と性質決定されるものを含む広い概念であることを踏まえると、これらの規定が、委任と寄託に該当しない多くの役務提供契約に適用されるということになる。したがって、上記のようなフランスの改正草案における請負契約法は、受皿規定の一つのあり方を示すものとして、参照の対象となると言える。

翻って、日本の債権法改正においては、当初、役務提供契約の受皿規定のあり方が論点とされ、受皿規定となっているのは準委任に関する規定であるが、「準委任に準用される委任の規律には、任意解除権を定める民法第651条など、役務提供型の契約に広く適用するのが必ずしも適当であるとは言えないものも含まれている」、ということが問題視された⁽³⁰⁾。「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」において、具体的に適当でないと言われたのは、第一に、各当事者が任意解除権を有すること、第二に、受任者が自己執行義務を負うこと、第三に、委任者の死亡・受任者の死亡・受任者が破産手続開始の決定を受けたこと・受任者が後見

開始の審判を受けたことによって委任が終了すること、である（第41・6(1)）。

そこで、日本法と比較したときにフランスの受皿規定たる請負契約法において特に注目し値するのは、第一に、任意解除権を定める規定がないということである。第二に、自己執行義務を定める規定はないどころか、下請負に関する規定が整備されている。第三に、特別の終了事由として、請負人の死亡、無能力、解散が定められている。日本の委任法における上記の終了事由のうち、受任者の死亡及び受任者が後見開始の審判を受けたことに対応するものは、ここに含まれていると言える。

B 通則としての役務提供契約法

さらには、改正草案を通覧すると、請負、寄託、委任に共通して扱われている問題として、代金の確定の問題があることがわかる。

まず、請負契約については、第一に、無償の場合も有償の場合もありうること(①)が案1756条1項に定められている。そのうえで、有償であることをおそらく前提として、第二に、代金額についての事前の合意がなくても契約は有効に成立すること(②)が案1760条1項に、第三に、代金額について合意がない場合には裁判官が代金額を確定すること(③)が案1760条2項に、定められている。

寄託については、無償の場合も有償の場合もありうること(①)が案1916条1項に、有償であり、代金額

⁽³⁰⁾ 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」501頁。

についての合意がない場合、裁判官が代金額を確定するということが(3)が案 1923 条に、定められている。

委任については、無償の場合も有償の場合もありうること(1)が案 1991 条 1 項に、有償の場合、代金額についての事前の合意がなくても契約は有効に成立するということが(2)が案 1991 条 4 項に、代金額について合意がない場合、裁判官が代金額を確定するということが案 1991 条 5 項に、定められている。

このように、代金の確定については、請負、寄託、委任のそれぞれについて規定が置かれており、それぞれに規定の構造も内容も少しずつ異なっているが、いずれにおいても、①役務提供は無償でも有償でもありうること、有償の場合、②代金額やその決定方法(現 1163 条参照)について合意がないときも契約は有効に成立し、③そのときは裁判官が事後的に代金額を決定すること、が定められていると言うことができる。

このことは、この問題が、請負契約、寄託、委任という各種の役務提供契約に共通して問題になるものであると考えられているということの意味するが、実際に、現行の民法典のもとでも、この問題は役務提供契約一般の問題として、民法典 1165 条において扱われている。

もっとも、規律の内容は、現在の民法典 1165 条と異なるものである。既に見た通り、民法典 1165 条は、役

務提供契約において、代金額について合意がないときは、代金は、債権者、すなわち役務提供者が確定することができ、ただし、異議がある場合にはその金額の理由を示さなければならず、代金の確定において濫用がある場合には、裁判官に対して、損害賠償及び契約の解除を求める訴えを提起することができる旨を定めている。2016 年・2018 年の改正において新設された 1165 条は、裁判所に代金確定権限を認めるそれまでの判例を否定するものであったが⁽³¹⁾、2022 年の契約各則改正草案は、請負契約、寄託、委任のいずれについても、役務提供者ではなく裁判官が、濫用の場合の損害賠償額の認定ではなく価格の確定それ自体をすることを定めるものであって、従来判例に回帰するものである⁽³²⁾。

既に見たように 1165 条にいう役務提供契約の外延ははっきりしないことから、請負契約、寄託、委任のほかに、1165 条にいう役務提供契約に含まれるものが存在するのかどうかの検討は、学説に委ねられていると言われるが⁽³³⁾、そのことは、そのようなものはもはや存在しない、つまり 1165 条は死文化する、と解することも十分に可能であることを意味する。そのように解する場合には、案 1760 条・1923 条・1991 条から抽出される上記の規範は、(1165 条の意味における)役務提供契約の、通則に他ならないということになる。

⁽³¹⁾ V. Chénede, *op. cit.* (*supra* note 10), n° 123.232 ; Deshayes et al., *op. cit.* (*supra* note 11), p. 318-319.

⁽³²⁾ V. Avant-projet, version détaillée, p. 74, 81, 132, 161 ; Philippe Stoffel-Munck, « La préparation de l'avant-projet de réforme du droit des contrats spéciaux », *RDC* 2022. 3, p. 103.

⁽³³⁾ V. Stoffel-Munck, *op. cit.* (*supra* note 32), p. 103.

また、仮に残余があるとしても、請負契約、寄託、委任が役務提供契約の外延の大半を占めることは確かであるから、形式的には、1165条が一般法ではあっても、案 1760条・1923条・1991条から抽出される上記の規範が、実質的には、役務提供契約の通則をなすことになることと見ることとできる。

以上の通り、改正草案に含まれる三つの役務提供契約類型に共通する規律として価格の補充を挙げることができるのであるが、共通する規律はこれに限られるように思われる。

たとえば、代金額の改訂の問題について、請負契約における報酬 (honoraires) の減額に関する案 1762条があり、委任における報酬 (rénumération) について、減額に関する案 2011条 1項と増額に関する案 2011条 3項があるが、請負と委任についてのみ扱われており、それらの間でも、増額の可能性の有無が異なる。

また、解除権の問題は、請負契約 (案 1780条) と委任 (案 2016条～2021条) についてのみ取り上げられており、それらの間でも、解除権を有する主体や損害賠償の規律が異なる。

請負契約、寄託、委任のいずれについても、有償性の推定に関する規定があるが、委任については案 1991条 2項が「受任者が事業者であるとき」という単純な基準を用いており、寄託について「事業者たる受寄者の手中でなされた」という基準を用い

る案 1916条 2項も同様に解しうるのに対して、請負契約については案 1756条 2条が、「実現すべき仕事が請負人の事業の範囲内に含まれるとき」という基準を用いており、事業者が事業の範囲外で契約を締結した場合の解釈は異なりうる。

また、無償の場合の役務提供者の義務ないし責任の軽減も、請負契約、寄託、委任のいずれについても定められているが、請負契約については案 1765条が、委任については案 1997条 3項が、単に無償の場合の請負人ないし受任者の責任は有償の場合よりも軽い旨を定めるのに対して、寄託については、案 1925条が、より具体的に、無償の場合には原則として自己の財産に対するのと同様の注意で足りるのに対して有償の場合には合理的な注意が必要とされる旨を定めている。

このように、規律の多様性は、日本と同じくフランスでも否定できない。それを規律の不統一と見ることとできるが、個別の類型の特殊性を踏まえて検討した結果と見ることができるだろう。

ただし、契約各則における規律の不在は、およそ共通の規律がないことを意味しない。たとえば、日本で盛んに論じられた⁽³⁴⁾、役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権のあり方については、契約各則に規定が置かれないことになるが、そのことは、契約総則に従って共通に処理されることを意味する。

このように、フランスの契約各則

(34) 「民法 (債権関係) の改正に関する中間的な論点整理」第 50・4(4)、「債権法改正の基本方針」(前掲注 16)【3.2.8.09】。

改正草案においては、代金の確定の問題を除いては、一方では、役務提供契約よりも個別的な類型が望まれ、他方では、役務提供契約よりも一般的な規律が志向されている。

フランス法なかんづく契約各則改正草案との比較もまた、そのような課題の存在を示している。

おわりに

以上のように、日本の債権法改正の際に、役務提供契約という上位概念を設けることや役務提供契約の受皿規定を設けることが検討されたことを踏まえて、フランス契約各則改正草案における役務提供契約を見ると、フランスにおいても、上位概念としての役務提供契約の概念が採用されなかったこと（**IA**）は、実際に各種の役務提供契約に共通する規律がほとんどないこと（**II B**）とあわせて、上位概念としての役務提供契約を用いて通則を設けることの困難さを示唆していると思われる。もっとも、日本の準委任も請負も含むものとして請負契約の概念は採用されており（**I B**）、請負契約に関する規定群（**II A**）は、日本において受皿規定となる準委任に関する規定群とは異なる受皿規定のあり方を示している。

債権法改正の過程は、「中間試案において具体的に試みられたように、準委任の内部において委任の規定が準用されるべきものと準用されるべきではないものを一定の基準によって区別すること」が、「重要な理論的・実践的課題」として「今後の解釈論上の問題として残されることとなった」ことを示すものであるが⁽³⁵⁾、

(35) 大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017年）436頁〔石川博康〕。